

海外情報

英国の税務行政と最近の主な取組

前国税庁国際業務課（長期出張者）

浅 野 高 徳

◆SUMMARY◆

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、英国に派遣されている職員が、英国税務行政を担う歳入関税庁（Her Majesty's Revenue and Customs）の概要を紹介するとともに、歳入関税庁が行う最新の取組である新たな経済取引への対応や税務コンプライアンス遵守のための制度・取組などをまとめたものである。

なお、本稿の内容は、2020年（令和2年）5月時点において執筆者が入手できたデータを基にしている。

（令和2年9月28日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

1	はじめに	222
2	税務行政の状況	223
	(1) 英国税務当局	223
	(2) 13 の地方センターへの集中化	225
	(3) データ分析・活用	225
	(4) 事務の自動化	226
	(5) 面接相談の廃止	226
3	税務の完全電子化に向けた取組	226
4	新たな経済取引への対応	227
	(1) シェアリングエコノミー・ギグエコノミー	227
	(2) デジタル課税	228
5	コンプライアンス遵守のための制度・取組	228
	(1) VAT 不正防止策	229
	(2) 大企業へのアプローチ	230
	(3) 税務戦略開示義務	230
	(4) 迂回利益税 (Diverted Profit Tax)	230
	(5) 脱税促進行為防止懈怠罪	231
	(6) 5 か国の税務当局による合同査察チーム	231
6	簡易な申告に向けた取組	231
	(1) PAYE の改革	231
	(2) 所得税簡易申告制度	232
7	国際協調	232
	(1) 共通報告基準	232
	(2) 国別報告書	232
8	おわりに	232

1 はじめに

英国の税務行政については、前回寄稿から既におよそ 10 年が経過している。この間、国境を越えた経済取引は一般化し、あらゆる分野で電子化が進展するなど社会は劇的に変化した。

本稿では、英国の税務行政を担う歳入関税庁 (Her Majesty's Revenue and Customs、以下、「HMRC」。) の概要、英国税制や HMRC

が行う最新の取組などを概観する。

本稿における意見・コメントなどはすべて筆者の個人的見解である。また、データは特に断りがない限り、本稿執筆時 (2020 年 5 月) における最新のものを掲載している。邦貨換算額の為替レートは 1 ポンド=143 円、1 ユーロ=131 円で計算している。

2 税務行政の状況

(1) 英国税務当局

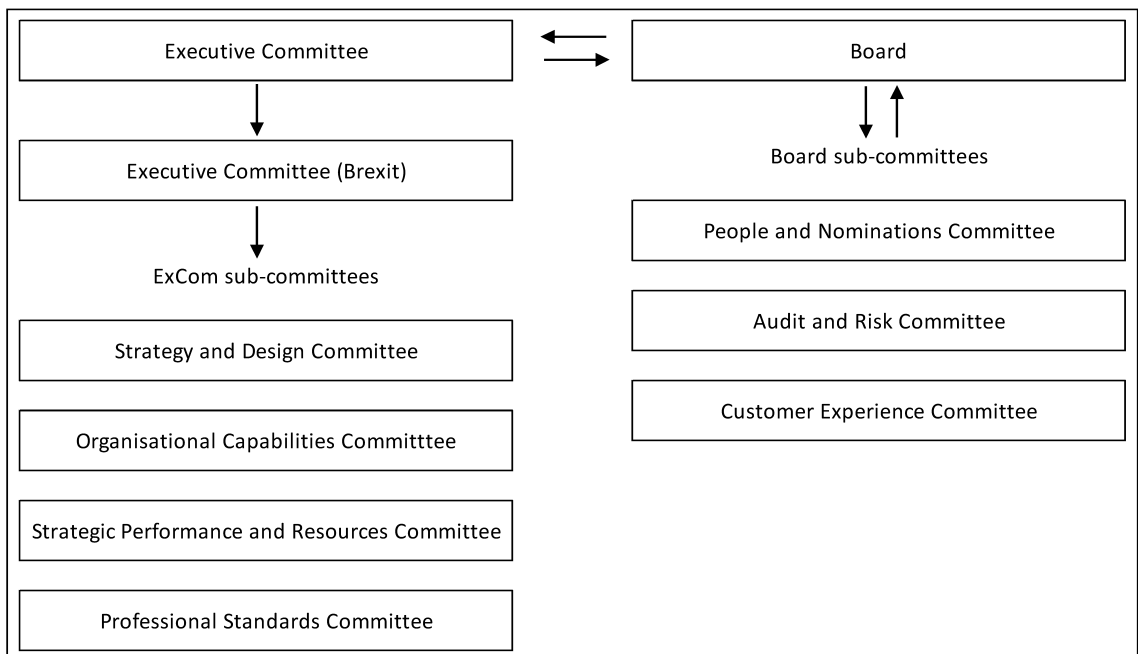
イ 意思決定機関

HMRC の全体的な戦略の方向付け、問題提起を行う理事会 (Board) は、毎月開催されており、議長 (HMRC 外部の理事のトップである Lead Non-Executive) を筆頭に構成されている。理事会は、①任命などに関する助言や検証を行う人事推薦分科会 (People and Nominations Committee)、②組織のガバナンスやリスク政策について助言を行う監査リスク分科会 (Audit and Risk Committee)、③HMRC の年次報告を補助する顧客体験分科会 (Customer Experience Committee) の三つの分科会を持っている。

実務的な意思決定については最高執行役 (Chief Executive) をトップに据える執行委員会 (Executive Committee : ExCom) が行っている。執行委員会は、HMRC が担

う全ての業務を監督し、戦略の設定と遂行が確実になされることに対する責務を負う。また、中長期的な目的という観点から、組織全体のパフォーマンスの監督も行っている。執行委員会は、①戦略に沿って業務が遂行されていることをチェックする戦略設計分科会 (Strategy and Design Committee)、②戦略的目標を達成するために必要な能力開発を担う組織能力分科会 (Organisational Capabilities Committee)、③業務パフォーマンス、業務の効率性、生産性を監督する戦略パフォーマンス人材分科会 (Strategic Performance and Resources Committee)、④税制の執行状況を監督する職業基準分科会 (Professional Standards Committee) の四つの分科会を持っている (図表 1)。

図表 1 HMRC のガバナンス体制⁽¹⁾



ロ 指示命令系統

イで述べた実務上の意思決定機関である執行委員会のメンバーは、HMRC 組織内にある 9 の部門の、それぞれの長としての役割を果たしている。各部門は「基幹業務」である戦略部門（Customer Strategy and Tax Design）、納税者サービス部門（Customer Services）、コンプライアンス部門（Customer Compliance）と、これらの基幹業務をサポートする財務部門（Finance）、人事部門（People）、電子・情報部門（Digital and Information）などで構成されている。これら 9 名の部長の下に各課長を筆頭とする課が存在し、それぞれの課はそのニーズに合わせて各地に分散

している。日本の庁・局・署といった多層構造とは異なり、執行委員会で決定された事項を基として各課が動いている（図表 2）。

ハ 人員削減

組織統合後、HMRC は人員削減に努めており、統計によれば、統合当初 9 万人を超えていた職員数は、2014/15 年度には 6 万人を切るまでに減少した。しかしながら、2015/16 年度に納税者サービスが大きく低下したことが問題になったことから、主に納税者サービスの分野とデジタル化推進の分野で職員の増加を行った結果、2016/17 年度は組織統合後初めて前年度より人員が増加することとなった（図表 3）。

図表 2 HMRC 組織図（2019 年 11 月現在）（2）

	Executive Committee			Chief Executive, First Permanent Secretary and Accounting Officer					Deputy Chief Executive, Second Permanent Secretary			Lead Non-Executive	Non-Executive Director
	EU Exit and Borders (job share)	Customer Strategy and Tax Design		Customer Services	Customer Compliance	Chief People Officer	Chief Finance Officer	Chief Digital and Information Officer		General Counsel and Solicitor	Head of Cross Government Border Delivery Group and EU Exit Implementation	Chief Executive Valuation Agency and Tax Assurance Commissioner	
HMRC Strategies	EU Transition Unit	Knowledge, Analysis and Intelligence	Policy Driven Change	Head of Operational Delivery Profession	Fraud Investigation Service	HR People, Policy and Programmes	Internal Audit	Chief Operating Officer and Finance Director	Chief Information Officer: Customer Strategy, Tax Design, EU Exit	Personal Tax, Criminal and Commercial	Departmental Liaison and Policy	Chief Valuer	
Transformation Portfolio Management	Customs Transformation	Making Tax Digital (Business)	Indirect Tax	Personal Tax Operations	Wealthy & Mid-sized Business Compliance	People and Organisation Development	Change Assurance and Investment	Application Platform Services	Chief Information Officer: Corporate Services	Business Tax	Future Borders	Chief Finance Officer	
Spending Review Design	Border Design to Delivery	Individuals Policy	Tax Administration	Human Resources	Risk & Intelligence Service	HR Operations and Transformation	Finance Strategy and Performance	Technology Platform Services	Customers Declaration Service	Legal Operations and Business Transformation	Contingency	Chief Operating Officer	
CEO GROUP Organisational Capability		Tax Strategy and Professionalism	Human Resources	Benefits and Credits Operations	Large Business	HR Operations and Transformation	Estates	Architecture and Innovation	Programme Director: Securing our Technical	Litigation	Planning and Assurance	Chief People Officer	
Transformation and Spending Review		Business, Assets and International	CS&D Finance	Customer Services, Head of Comms	Human Resources	Communications	Estates Transformation	Chief Security Officer	Chief Data Officer		EU Exit Implementation	Chief Strategy & Transformation Officer	
CEO Group Finance Director	Customer Insight Design	Off Payroll Reform Programme	Business Tax Operations	Business Tax Operations	Individuals and Small Business Compliance	Finance and Portfolio Delivery	Finance Operations	Chief Information Officer: Customer Services	Human Resources				
			Customer Services, Debt Management	Counter Avoidance		CPD, CFO and Sols	CFO Finance	Chief Information Officer: Customer Compliance	Chief Information Officer: YOA				
			Customer Services, Operational Excellence	Communications			Government Banking						
			Finance Planning and Performance	Finance and Planning			Corporate Services Transformation Programme						
			Benefits Transformation	Transformation			Commercial						
							Commercial IT						

図表 3 職員数の推移⁽³⁾（資産評価庁（Valuation Office Agency）の人員を除く。）

年度	2010/11	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17	2017/18	2018/19
常勤職員	67,553	64,483	61,568	59,494	57,510	57,176	59,289	60,216	57,304
その他	264	2,591	3,577	3,692	1,401	1,029	1,413	—	—
合計	67,817	67,074	65,145	63,186	58,911	58,205	60,702	60,216	57,304

(2) 13 の地方センターへの集中化

2015 年 11 月 12 日、HMRC は、将来に適合した組織への改革を果たすべく、今後 10 年間の近代化プログラム（**ten-year modernisation programme**）⁽⁴⁾を発表した。当該プログラムの一環として、より質の高い業務と 13 の新たな地方センター開設を今後 5 年間に渡って実現し、英国内の全ての地域へのサービス提供を目指すとしている。公表された計画は、HMRC によりよい職場を提供し、2025 年までに 1 億ポンド（約 143 億円）のコスト削減が実現される。ロンドンという地代が高額な場所から他の場所へ職員をシフトさせることで、多額のコストを削減することができるという。

その後、2017 年 1 月 10 日、会計検査院（**National Audit Office**）が、当初の計画は現実的でなく見直す必要がある旨の報告書を公表し、HMRC は再編の範囲や時期について再考を行うこととなった。また、2018 年 1 月には、歳出調査委員会（**The Public Account Committee**）⁽⁵⁾からも同様の指摘を受け、13 の地方センター⁽⁶⁾にかかるリース契約が長期契約で、途中解約を認めるような柔軟な内容になっていないことについて批判されている。

地方センターへの移行が当初の予定より遅れることで、コスト削減効果が認識される時期も後ろ倒しになるものの、HMRC は依然として、この移行がコスト面で良い結果をもたらすと予測している。

2017 年、最初の地方センターがロンドンのクロイドンに開設された。近代的かつハイテクな建物では、納税者に効果的なサービスを

提供することが可能となる一方、職員にとってはよりよい職場環境となり、2021 年までに約 2,700 名が勤務する予定である。続いて 2020 年 2 月には、ブリストル地方センターが開設した。ブリストル地方センターでは、1,650 名の職員が勤務する予定である。また、ベルファストは 2020 年 1 月に職員の移動が完了しており、その他の地方センターは 2022 年までに完成予定である（図表 4）。

図表 4 地方センター開設予定時期一覧⁽⁷⁾

ストラットフォード	2021年
クロイドン	2017年7月開設
ブリストル	2020年2月開設
バーミンガム	2021年
ノッティンガム	2022年
マンチェスター	第1段階：2022年 第2段階：未定
リバプール	2020年
ニューカッスル	既存の場所
リーズ	2021年
カーディフ	2021年
ベルファスト	2020年
グラスゴー	第1段階：2021年 第2段階：未定
エディンバラ	2020年

(3) データ分析・活用

HMRC のデータ分析ツールである **Connect** は、確定申告書、不動産登記情報、金融口座情報を含む 220 億を超えるデータを相互に参照し、国内取引及び国外取引を問わず年間 50 万件超の事案を抽出し調査に活用している⁽⁸⁾。

(4) 事務の自動化

HMRC は、手動による事務の削減や納税者利便の向上を図るため、事務の自動化 (Robotic Process Automation: RPA) を進めている。2016年4月に開設された Automated Delivery Centre が、専門家チームを設置し RPA の業務モデルを構築している⁽⁹⁾。HMRC のコンタクトセンター (Contact Centre) では、電話対応職員のパソコン画面に HMRC ガイダンスなどが表示されるようシステム改修を行った結果、電話対応職員が納税者に回答するために必要な情報を素早く検索でき、通話時間の短縮につながった。また、給与支払者の登録申請の約 85% が自動処理されたことにより、HMRC が登録を完了するまでに要する時間は従来の 3 分の 1 に短縮された。HMRC は、事務の自動化により約 80% のコスト削減を実現している⁽¹⁰⁾。また、2018/19 年度に HMRC は、78 分野の事務を自動化し、1,570 万件を処理した⁽¹¹⁾。

(5) 面接相談の廃止

全国 281 か所に設置された税務相談センター (Enquiry Centre) では、面接による税務相談が行われていたが、2005/06 年度に 500 万人であった利用者は、2011/12 年度には 250 万人にまで減少した一方、コスト上昇が続いていた⁽¹²⁾。また、HMRC が実施した調査によれば、2013 年に税務相談センターを利用した者の 89% は面接による相談を必要とせず、質問は電話又はオンラインで解決可能であった。さらに、交通アクセスが悪く開設日が週 1 日又は 2 日の税務相談センターがあり、相談を必要とする者にとってもコストがかかるなどの不便が生じていた。

このような状況から、2014 年に HMRC は、税務相談センターの廃止を決定した。

現在は、コンタクトセンターへの電話相談、オンラインによる相談を行っている。

3 税務の完全電子化に向けた取組

2015 年に HMRC は、2020 年までに完全に電子的な税務システム (a fully digital tax system) に移行するため、「Making tax easier: The end of the tax return」⁽¹³⁾ 「Making Tax Digital」 (MTD) ⁽¹⁴⁾ と称する指針を公表した。

MTD で示されたロードマップによれば、HMRC は、2020 年までに、納税者が自身のオンラインアカウントを通じて、新規登録、情報のアップデート、納税などを一年中昼夜問わず好きなタイミングでできるようになることを目標としている。MTD が達成されれば、日々の会計処理と税額計算がオンラインアカウントを通じて直結することになり、多くの納税者にとって改めて確定申告を行う手間がなくなることを見込んでいる。

個人納税者用のオンラインアカウント (Personal Tax Account) は 2015 年 12 月に導入され、2020 年 2 月時点で 2,240 万人の納税者が開設している⁽¹⁵⁾。

2018 年 4 月からは、個人事業主 (不動産賃貸収入がある者を含む) は、帳簿書類の電子的保存が義務付けられ、四半期毎に主な収入源についてアカウント上の収入、費用などの情報を更新することになる予定であった。しかし、小規模事業者から大幅な変更に対する懸念が示されたことから、HMRC は当初の計画を見直す必要に迫られた。

そこで、VAT の課税事業者 (2020/21 年度は課税売上高 85,000 ポンド (約 1,216 万円) 超) については、2019 年 4 月から報告 (アップデート) を義務付けることとし、免税事業者については、任意による対応を認めることとした⁽¹⁶⁾。また、VAT 以外の税目については、少なくとも 2020 年 4 月までは報告 (アップデート) を義務付けないこととしたが、個人事業主や不動産賃貸収入がある者の個人所得税については、任意による対応を認めることとした⁽¹⁷⁾。

4 新たな経済取引への対応

(1) シェアリングエコノミー・ギグエコノミー イ シェアリングエコノミー・ギグエコノミーの現状

HMRC は、収入及び従事人口の両面から見たシェアリングエコノミーの規模及びシェアリングエコノミーから得た収入に対する納税意識を把握するため、外部委託調査を実施した⁽¹⁸⁾。本件調査においてシェアリングエコノミーとは、個人が有償で行う宿泊場所の提供、商品の売買、家事代行などをいう。1,292 名を対象にした調査の結果、シェアリングエコノミーによる年間収入は、250 ポンド(約 4 万円)未満が 45%、所得税の基礎控除 11,000 ポンド⁽¹⁹⁾(約 157 万円)未満は 81%に上った。また、労働人口の約 11%がシェアリングエコノミーに従事していた。シェアリングエコノミー従事者にシェアリングエコノミーからの収入を申告していない理由を尋ねたところ、少額・臨時収入である(35%)、申告義務があることを知らなかった(30%)、納税資金がない(14%)などの回答を得た。

ギグエコノミーとは、サービス提供者と顧客をマッチングするデジタルプラットフォームを通じた有償の役務提供をいい、配車や食品配達サービスなどがある。ビジネス・エネルギー・産業戦略省(Department for Business, Energy & Industrial Strategy)が 2018 年 2 月に実施した調査⁽²⁰⁾によれば、ギグエコノミー従事者数は、総人口⁽²¹⁾の 4.4%であった。また、ギグエコノミーによる年間収入は、10,000 ポンド(約 143 万円)未満の者が 87%に上った。

ロ HMRC の取組

(イ) オンラインでの税務申告支援

HMRC は、小規模事業者の税務申告を補助するため 2017 年にオンライン小企業フォーラム(small business online

forum)を立ち上げた⁽²²⁾。オンライン小企業フォーラムには税目やトピックごとに解説や HMRC ガイダンスなどが掲載されているほか、一般的な質問を投稿して回答を得たり、他人が投稿した質問と回答を閲覧することもできる⁽²³⁾。また、所得税や VAT などについてのウェブチャットも開設されている⁽²⁴⁾。

(ロ) 特別チーム

近年、ギグエコノミーにおいて、源泉所得税や社会保険料の負担を回避するため、労働者の法的地位を自営業者と偽るケースが見られ、被雇用者か自営業者かを争点とする争訟が増加している。

そこで、HMRC は、新たに Employment Status and Intermediaries Team を創設し、労働者の法的地位を偽る事業者の調査を実施している⁽²⁵⁾。

ハ 関連税制

(イ) trading allowances ・ property allowances

サービスの提供や資産の貸付けなどに関する税制を簡素化し、シェアリングエコノミーの振興を図るため、個人の事業所得及び資産所得について、それぞれ最大 1,000 ポンド(約 143,000 円)の概算経費控除が創設された⁽²⁶⁾。2017/18 課税年度⁽²⁷⁾から適用されている。これにより、収入金額が 1,000 ポンド以下の場合、所得税の確定申告は不要となった。収入金額が 1,000 ポンド超の場合、当該概算経費控除と実額経費控除のいずれかを選択して申告しなければならない。ただし、後述の Rent a room relief との併用はできない。

(ロ) Rent a room relief

ゲストハウスや朝食付き宿泊施設の貸付けなど貸付けを事業として行う場合、最大 7,500 ポンド(約 107 万円)を概算

経費として控除できる制度である⁽²⁸⁾。収入金額が 7,500 ポンド以下の場合、所得税の確定申告は不要である。収入金額が 7,500 ポンド超の場合、当該概算経費控除と実額経費控除のいずれかを選択して申告しなければならない。

当該制度の目的は、部屋の一部を貸し付ける者をサポートすることであり、シェアリングエコノミーのような部屋全体の貸付けは対象としていないとの認識が一般的であった一方、両者の区別が明確でなかったため、2018 年に新たな要件の追加が検討された⁽²⁹⁾。

新たな要件は、**shared occupancy test** と呼ばれ、賃貸期間を通じて貸主が貸付物件に常駐していなければならないというものである。しかし、法案に対するコンサルテーションでは、確定申告の必要な者が増加する、貸部屋の利便性や選択肢の減少につながる、税制を不必要に複雑化する恐れがあるなどの意見が寄せられたため、当該制度の簡便さを維持すべく、**Budget2018** において法案から削除することが発表された。

二 情報収集権限

HMRC は、法令で定める関連データ保持者 (a relevant data-holder) に対し、データ提供要請通知 (a data-holder notice) を送付し、データ提供を求める権限 (data-gathering powers) を有する。データ提供要請通知の発行に当たり、租税審判所の事前承認は必ずしも要しないが、租税審判所の承認を得て発行された場合、データ提供要請通知の送付を受けた関連データ保持者は、租税審判所に訴えることはできない⁽³⁰⁾。

2016 年の改正により、サービス提供者と顧客の取引を仲介するサービスを行いかつ取引情報を保有する仲介業者 (business intermediaries) が関連データ保持者に追加された。取引情報には、取引数量や取引

金額が含まれる⁽³¹⁾。

ホ 近年の動向

新たな労働形態の出現を契機として、2017 年、政府は、労働者の権利などを見直すために調査を実施した。調査報告書 (Taylor Review)⁽³²⁾では、労働者に提供する情報の透明性を高めるべきであるとの提言がなされた。提言を受け、政府は行動計画 (Good Work Plan)⁽³³⁾を策定し、それまで給与所得者のみに交付義務のあった支払明細書 (itemised pay statement) は、2019 年 4 月 6 日以降、全ての労働者への交付が義務化された。支払明細書には、支払総額、控除額、差引支払額、勤務時間などを記載しなければならない⁽³⁴⁾。

ギグエコノミーに従事する者の納税義務を簡素化するため、租税簡素化室 (Office of Tax Simplification)⁽³⁵⁾は、ギグエコノミーにも源泉徴収制度を導入し、プラットフォームに源泉徴収義務を課すことを政府に提言している⁽³⁶⁾。

(2) デジタル課税

英国内のユーザーによって生み出される利益は、英国での納税に反映されるべきことを目的として、デジタルサービス税 (Digital Services Tax) の導入が発表された。2020 年 4 月 1 日より、検索エンジン、ソーシャルメディアプラットフォーム、オンラインマーケットプレイス事業者で、①全世界の年間売上高 5 億ポンド (約 715 億円) 超かつ②英国内でのユーザー利用に係る売上高 2,500 万ポンド (約 36 億円) の事業者を対象に売上高の 2%が課税される。

5 コンプライアンス遵守のための制度・取組

納税者の税務コンプライアンス向上を図るため、法令の整備のみならず、HMRC は、納税者に税務コンプライアンスを促すための取組も行っている。

(1) VAT 不正防止策

英国では、オンラインマーケットを利用した国外事業者による VAT の納付逃れが大きな問題になっており、これに対抗するため、英国政府は以下のような対応を行っている。

イ オンライン事業者とオンラインマーケット提供者との連帯納付義務制度⁽³⁷⁾

英国外に所在するオンライン小売業者が VAT を納付しなかった場合に、オンラインマーケット提供者に当該 VAT の納付義務を課す制度である。

HMRC は、コンプライアンスの低い国外オンライン事業者に対して、①英国における VAT 事業者の登録をさせる、②英国内に拠点を有する VAT に係る代理人を指名するように指示する、③HMRC に担保を提供するように求めるなどの措置を行うことができる。

国外オンライン事業者が HMRC の指示に従わない場合、HMRC は、オンラインマーケット提供者に対して警告を行うことができる。この警告は、オンラインマーケット提供者が必要な手続をとるために必要な期間（通常 30 日）を設けており、その間に国外事業者が VAT を納付させるか、オンラインマーケットから当該国外事業者を排斥すれば、オンラインマーケット提供者は VAT の納付義務を負わない。この期間を過ぎてもオンラインマーケット提供者が必要な手続をとらなかった場合、オンラインマーケット提供者が VAT の納付義務を負う。

当該制度は、2018 年に強化され⁽³⁸⁾、英国国内事業者にも適用されることとなった。また、英国外事業者については、当該事業者がオンラインマーケットを通じた英国における売上について VAT の納付を行っておらず、オンラインマーケット提供者が、当該事業者が VAT の事業者登録を行わなければならないことを「認識していた又は認識すべきであったと想定される場合」は、

オンラインマーケット提供者に連帯納付義務を負わせることができるようになった。

ロ 倉庫事業者登録制度⁽³⁹⁾

国外事業者の商品を保管する英国内の倉庫事業者は、顧客から預かった商品などの情報を記録し、HMRC へ報告する義務を課す制度である。倉庫事業者が当該義務を怠った場合は、罰金が科される。上記イと同じく、VAT の納付を不正に逃れるオンライン事業者を取り締まることを目的とした制度である。2018 年 4 月 1 日から施行されている。

ハ オンラインマーケット提供者との協定の締結⁽⁴⁰⁾

オンラインマーケットで事業を行う者の VAT に関するコンプライアンス向上を図るため、HMRC とオンラインマーケット提供者は、事業者のデータを提供することで合意に至った。具体的には、一定期間（例：1 年）における事業者ごとの英国国内での売上額などの提供を求められる。

また、オンラインマーケット提供者は、事業者が英国での VAT の納税義務に関する情報提供（例：HMRC ガイドンスの配付）をしなければならない。

さらに、HMRC から事業者が VAT の登録義務を免れている疑いがあると連絡を受けた場合、オンラインマーケット提供者は、30 日以内に事業者と接触し、状況確認をしなければならない。事業者が、VAT 登録義務を果たさない場合、オンラインマーケット提供者は、当該事業者の取引を停止又は排斥するなどの制裁を科す。この場合、制裁を科した日から 30 日以内に HMRC に報告しなければならない。

HMRC は、合意内容に署名したオンラインマーケット提供者を順次リストに掲載し公表することとしているが、合意内容に違反した場合は、リストからの除外を予定している⁽⁴¹⁾。

(2) 大企業へのアプローチ

2007年より、HMRCの大規模法人部門が所掌する年間売上高2億ポンド(約286億円)超の法人⁽⁴²⁾には、従来の税務調査ではなく、**Business Risk Review (BRR)**と呼ばれるリスクベースアプローチを採用している。BRRは、HMRCと法人がリアルタイムで対話し協力しながら法人をリスク分析し、法人の税務コンプライアンス向上を図ることを目的とする。BRRは、法人ごとに**Customer Compliance Manager (CCM)**というHMRC職員が中心となり、各税目の精通者、リスクアナリスト、会計士、弁護士、民間からの採用者などからなるチームを作って実施される。

導入以来、BRRは、法人を低リスク(**low risk**)又は低リスク以外(**not-low risk**)のいずれかに区分する方法で実施されていたが、導入以来大きな見直しがなされていなかったことから、2019年10月に改訂が行われた。改訂後のBRR(BRR⁺)では、税目ごとに法人を低リスク、中リスク(**moderate risk**)、やや高リスク(**moderate-high risk**)、高リスク(**high risk**)の四つのリスクに区分し、税務戦略開示義務や脱税促進行為防止懈怠罪など英国で既に導入されている制度の遵守状況もリスク分析で考慮することが明確化された。

低リスクと評価された法人には、3年に1度BRR⁺を実施するが、中リスク、やや高リスク、高リスクと評価された法人には、毎年BRR⁺を実施する。後者には、BRR⁺実施後、税務リスクを特定する作業が行われ、HMRCと法人が協力して行動計画を策定して当該リスクの解消に努める。

(3) 税務戦略開示義務

2016年9月15日以降に開始する事業年度から、企業の英国における税務戦略についてウェブサイト上で公表することが義務付けられた⁽⁴³⁾。適用対象は、①英国内に所在する企業で、②売上高2億ポンド(約286億円)超又は総資産20億ポンド(約2,860億円)超

の企業である。OECDの国別報告書提出基準(全世界売上高7億5,000万ユーロ(約983億円)以上)を満たす多国籍企業の英国法人も開示義務を負う。対象となる企業は、約2,000社とされる。

最初の開示は、2016年9月15日以降に開始する事業年度末日までに行わなければならない。翌事業年度も開示を要する場合は、翌事業年度末又は前回開示日から15か月以内のいずれか早い日までに開示しなければならない。税務戦略に変更がなくとも、毎年見直しを行うことが推奨されている。

開示義務を怠った場合、7,500ポンド(約107万円)の罰金が科され、その後、開示するまで罰金は累積される。

(4) 迂回利益税(Diverted Profit Tax)

2015年4月1日より、英国から海外の租税回避地に利益を移転している多国籍企業を対象に導入された⁽⁴⁴⁾。移転した利益に25%の税率が課される。対象となるケースは、①経済的実体に欠ける事業体又は取引がある場合と②英国内で課税対象となる存在を回避している場合があり、問題となる関連者間取引により、実効税額の不マッチ(**effective tax mismatch**)が発生する場合に適用される。

過去3年間の税収は、2016/17年度が1億3,800万ポンド(約197億円)、2017/18年度が2億1,900万ポンド(約313億円)、2018/19年度が1,200万ポンド(約17億円)であった⁽⁴⁵⁾。

迂回利益に対する税務コンプライアンス向上を図るため、HMRCは、多国籍企業に自主的に申告内容を是正させる取組(**profit diversion compliance facility**)を2019年12月31日まで実施した⁽⁴⁶⁾。迂回利益税の対象となる取引を行う多国籍企業は、自主的に検討した結果発生する本税などを記載した開示報告書をHMRCに提出する。これにより、企業は、一定期間調査を受けない、加算税軽減などの恩典を受けることができる。

(5) 脱税促進行為防止懈怠罪

脱税防止といった企業の税務に関するコーポレートガバナンス向上を図るため、脱税促進行為防止懈怠罪（**Corporate Criminal Offences**）が創設された⁽⁴⁷⁾。2017年9月30日から適用されている。

本法制定以前は、企業の脱税を訴追するためには、取締役会など企業における意思決定機関が脱税に関与したことや違法行為の認識があったことを検察側が立証しなければならなかった。

しかし、取締役会が日々の事業活動に積極的に関与する中小企業と比べ、多国籍企業では、取締役会より下位の組織に権限が分散・委譲されており、取締役会の関与や違法行為の認識を立証することが困難なため訴追されにくいという不公平な状況が生じていた。

そこで、企業の規模を問わず、従業員、代理人又は関連企業による脱税促進行為を防止する合理的手続の整備を企業が怠った場合、企業は刑事責任を負い、無制限の罰金などが命じられることとなった。

ただし、企業が脱税促進行為防止懈怠の事実を HMRC へ自発的に報告した場合、罰金の賦課や検察官による訴追に当たって考慮され得る⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾。

2019年12月31日現在、HMRC は、本罪に関し9件を調査中であり、小規模企業から大規模企業に至るまで10の事業者（金融サービス、石油、建設、役務提供及びソフトウェア開発）合計21件を調査選定中である⁽⁵⁰⁾。

(6) 5か国の税務当局による合同査察チーム

国際的租税犯罪やマネーロンダリングを撲滅するため、イギリス、アメリカ、オーストラリア、カナダ、オランダの査察当局から成る合同調査チーム（J5：The Joint Chiefs of Global Tax Enforcement）が2018年に設立された。J5は、各国の租税、金融、暗号資産やサイバー分野のエキスパートで構成され、知見を共有しながら調査を実施している。

現在50件超の事案を調査中であり、対象は、巨額の脱税者や世界的な金融機関、納税者が所得や財産を隠匿することを手助けする仲介者など多岐にわたる。直近ではJ5は、世界規模で顧客の脱税やマネーロンダリングを幫助している疑いのある中米金融機関の強制調査を開始した。この一環として、2020年1月22日、HMRC は、英国内の被疑者宅を令状に基づき捜索し1名を逮捕した。また、複数の事業所を捜索し、関連証拠の収集を進めている。当該事案の脱漏税額は、英国だけで2億ポンド（約286億円）超と見られる⁽⁵¹⁾。

6 簡易な申告に向けた取組

(1) PAYE の改革

PAYE（Pay As You Earn の略）とは、雇用者が被雇用者から所得税及び社会保険料を徴収・納税するために使用する HMRC のシステムをいう。より一般的には、英国における源泉徴収制度を指し、1944年に開始した。

従来、HMRC は、PAYE の計算を行うに当たり、2か所以上の収入がある者については、職員が机上で再計算を行い、誤りがあった場合は納税者に通知を行っていた。しかし、2か所以上の収入がある者が近年増加していることから、職員の事務負担が過大となっていたため、新システムを導入し、過去2年間のPAYEにつき再計算を行った。その結果、570万人分の税額計算に誤りがあることが判明した。このニュースは新聞各紙でも大きく取り上げられ、テレビでは特集が組まれ、HMRC のずさんな納税者管理について酷評された。税務事務次官が、当局のミスではないとの内容の発言をしたことが、更に反発を招いてしまう結果となった。

上記の反省を踏まえ、HMRC は、2012年までに雇用者からより精緻な情報を得る新しいPAYEサービスを完成させることを表明し、2013年4月より、リアルタイムインフォメーション（Real Time Information: RTI）が

導入された。RTI は、給与支払の際に、あるいはそれより前に、給与支払額とそれにかかる所得税及び社会保険料の金額をリアルタイムで HMRC に申告するというもので、PAYE 制度が開始されて以来、初めての大改革と言われている。

(2) 所得税簡易申告制度

現在、英国では約 1,100 万人の納税者が所得税の確定申告を行っているが、なかには HMRC が既に別の情報源から所得情報などを入手しているため、改めて確定申告を行わなくとも税額計算が可能な納税者も存在する。そこで、このような納税者に対しては、確定申告書の提出を求めず、HMRC から納税者に対して税額を通知し、その内容に誤りがないか納税者が確認する簡易申告制度 (Simple Assessment) を開始することとした。

簡易申告制度の対象となるのは、①2016 年度から新たに年金受給者となった者で、収入源が国民年金のみであり、収入金額が基礎控除額を超える者と、②給与所得者で、納付税額が不足しているが、不足税額が過大などの理由で、PAYE 制度で不足分を納付できないため確定申告を要する者である。

2016 年度より前から年金を受給し、基礎控除額を超える収入があるために所得税の確定申告を行っている納税者については、今後簡易申告制度の対象となる予定である。

国民年金に加え給与収入がある場合や、同時に 2 か所以上から給与収入を得ている場合など、より複雑な内容の確定申告を行っている納税者については、引き続き通常の確定申告が求められるが、その場合であっても、今後、HMRC が既に保有している情報については再度申告する必要がなくなる予定である。

7 国際協調

(1) 共通報告基準

共通報告基準 (Common Reporting Standard : CRS) とは、外国の金融機関など

を利用した脱税や租税回避を防止するため、非居住者に係る金融機関口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準をいう。金融機関は、CRS の対象となる口座情報について、原則としてオンラインで HMRC に報告しなければならない。交換される情報は、①氏名・住所、②納税者番号、③年末口座残高、④利子・配当などの年間受取総額などである。租税条約などの情報交換規定に基づき非居住者の居住地国の税務当局に情報提供される。

英国では、2017 年 9 月 30 日までに初回交換が行われ、交換初年度の 2017 年は約 163 万件、2018 年は約 567 万件の金融機関口座情報を受領した⁽⁵²⁾。

(2) 国別報告書

2016 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から、グループ全体の年間売上高が 7 億 5,000 万ユーロ (約 983 億円) 以上の多国籍企業に対して、国別報告書の提出が義務付けられた。国別報告書には、関連会社の所在する国毎に、売上、税引前所得、税額及び資本金などの情報を記載しなければならない⁽⁵³⁾。提出期限は事業年度終了の日から 12 か月以内である。

英国法人が最終親会社でない場合でも、最終親会社の存在する国が国別報告書の提出を義務付けていない場合や HMRC との間で合意に基づき国別報告書の交換を行っていない場合は、当該英国法人に所属するグループ法人について国別報告書を提出しなければならない。

8 おわりに

英国は、2020 年 1 月 31 日をもって EU を離脱した。この歴史的転換点を英国で目の当たりにできたことは非常に感慨深い。離脱に至るまでは国内で様々な混乱が生じたが、今後は EU とは一線を画す新たな時代が到来するのではないだろうか。

国籍が違って、一度でも居住した国には

親近感を持つものだと思う。日本に帰国しても引き続き英国の動向を追いかける気がしてならない。

この稿執筆時点で英国は、新型コロナウイルス一色である。感染者は増加の一途を辿り、感染拡大を防止するため外出制限が課されている。さらには、エリザベス女王が国民向けにテレビやラジオで自宅待機を呼び掛けるメッセージを発表する事態にまで発展した。報道によれば、女王が国民に向けてメッセージを出すことは極めて異例で、在位 68 年間で今回が 5 回目とのことである。私は、このメッセージをテレビで見えていたが、この国家的難局を乗り越えるために女王が英国国民に訴えかける姿は非常に印象的であった。

ところで、英国ではチャリティーショップを街の至るところで目にする。チャリティーショップとは、例えば、ガンの研究など一定の目的の下に設立された慈善団体で、市民から寄附された衣料その他日用品を販売し、その販売収益を研究などに用いている。このような寄附を通じた慈善活動が市民生活に根付いている。新型コロナウイルスが英国で拡大し、医療関係者をはじめとする人々が自らも感染リスクに晒されながら懸命に治療活動などに従事していることに敬意を表し、毎週木曜午後 8 時に市民が自宅から一斉に拍手することが日常になった。私も毎週木曜に参加しているが、慈善活動が生活と密接に結びついているこの国の人々の慈愛心の深さを感じ感動的な光景である。

英国がこの難局を無事乗り越え、これからも世界をリードする存在であり続けてほしいと願う。

⁽¹⁾ HMRC 「2018-19 Annual Report and Accounts」 p.74

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/824652/HMRC_Annual_Report_and_Accounts_2018-19__web_.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

HMRC 「Our governance」

(<https://www.gov.uk/government/organisations/hm-revenue-customs/about/our-governance>)

(2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

⁽²⁾ HMRC 「HMRC organisation chart November 2019」

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/866231/HMRC_Organisation_Chart_November_2019.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

⁽³⁾ HMRC 「Annual Report and Accounts 2012-13 (for the year ending 31 March 2013)」 p.56

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/210244/9549-TSO-HMRC_RA_ACCESSIBLE.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

HMRC 「Annual Report and Accounts 2013-14」 p.83

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/330670/HMRC-annual-report-2013-14.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

HMRC 「Annual Report and Accounts 2014-15」 p.91

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/449343/HMRC_Annual_Report_and_Accounts_2014-15__Web_accessible_version_.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

HMRC 「Annual Report and Accounts 2015-16」 p.111,114

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/539608/HMRC_Annual_Report_and_Accounts_2015-16-web.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

HMRC 「Annual Report and Accounts 2016-17」 p.119

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/635587/HMRC_Annual_Report_and_Accounts_2016-17-web.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

ounts_2016-17_web_.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

HMRC 「Annual Report and Accounts 2017-18」 p.111

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/726849/HMRC_Annual_Report_and_Accounts_2017-18_web_.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

HMRC 「2018-19 Annual Report and Accounts」 p.122

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/824652/HMRC_Annual_Report_and_Accounts_2018-19_web_.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

図表に記載した以外に Revenue and Customs Digital Technology Services Limited に所属する職員が 2015/16 年度は 129 名、2016/17 年度は 268 名、2017/18 年度は 633 名、2018/19 年度は 989 名存在する。

2017/18 年度及び 2018/19 年度の「その他」は公表されておらず不明。

- (4) HMRC 「HMRC announces next step in its ten-year modernisation programme to become a tax authority for the future (2015)」

(<https://www.gov.uk/government/publications/issue-briefing-hmrc-announces-next-step-in-its-ten-year-modernisation-programme/hmrc-announces-next-step-in-its-ten-year-modernisation-programme-to-become-a-tax-authority-for-the-future>) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

- (5) 下院議員から構成される特別委員会の一つで、政府の支出を監督している。
- (6) ロンドン(ストラットフォード・クロイドン)、ブリストル、バーミンガム、ノッティンガム、リーズ、リバプール、マンチェスター、ニューカッスル、エディンバラ、グラスゴー、カーディフ、ベルファストの 13 か所をいう。
- (7) HMRC 「HMRC makes significant progress in its 10-year transformation to become a tax authority fit for the future」
- (<https://www.gov.uk/government/publications/issue-briefing-hmrc-announces-next-step-in-its-ten-year-modernisation-programme/hmrc-ma>

kes-significant-progress-in-its-10-year-transformation-to-become-a-tax-authority-fit-for-the-future) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)

- (8) HMRC・HM Treasury 「No safe havens 2019 HMRC's strategy for offshore tax compliance」 p.17

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/802253/No_safe_havens_report_2019.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

- (9) Capgemini 「HMRC advisers use “robots” to reduce call times by 40%, improve customer service and increase job satisfaction」

(https://www.capgemini.com/wp-content/uploads/2017/12/hmrc_robotic_process_automation.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

- (10) Blog Civil Service Quarterly 「Robots lend government a helping hand」

(<https://quarterly.blog.gov.uk/2018/03/28/robots-lend-government-a-helping-hand/>) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

- (11) *supra* note (3) 「2018-19 Annual Report and Accounts」 p.51.

- (12) 例えば、最も混雑するパーミンガム税務相談センターの来署者数は、年間 43,438 名で 1 人当たりのコストは 123 ポンド (約 17,600 円) であったが、電話対応を行った場合 3 ポンド (約 430 円) で足りることが分かった。

- (13) HMRC 「Making tax easier: The end of the tax return」

(https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/413975/making-tax-easier.pdf) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

- (14) HMRC 「Overview of Making Tax Digital」

(<https://www.gov.uk/government/publications/making-tax-digital/overview-of-making-tax-digital>) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

- (15) HMRC 「HMRC monthly performance update: February 2020」

(<https://www.gov.uk/government/publications/hmrc-monthly-performance-report-february-2020/hmrc-monthly-performance-update-february-2020>) (2020 年 5 月 7 日最終閲覧)。

- (16) 英国では、VAT の確定申告は四半期毎に年 4

回行われるため、結果として HMRC に申告（情報提供）を行う回数はこれまでと変わらないことになる。

HMRC 「Making Tax Digital becomes law」

（<https://www.gov.uk/government/news/making-tax-digital-becomes-law>）（2020 年 5 月 7 日最終閲覧）。

- ⁽¹⁷⁾ HMRC 「Follow the rules for Making Tax Digital for Income Tax」

（<https://www.gov.uk/guidance/follow-the-rules-for-making-tax-digital-for-income-tax>）（2020 年 5 月 7 日最終閲覧）。

- ⁽¹⁸⁾ NatCen Social Research that works for society 「Research on the Sharing Economy」

（https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/658728/HMRC_Report_453_Sharing_Economy.pdf）（2020 年 5 月 7 日最終閲覧）。

- ⁽¹⁹⁾ 2016/17 年度の控除額。2020/21 年度は、12,500 ポンド（約 179 万円）である。

- ⁽²⁰⁾ Department for Business, Energy & Industrial Strategy 「THE CHARACTERISTICS OF THOSE IN THE GIG ECONOMY Final report」

（https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/687553/The_characteristics_of_those_in_the_gig_economy.pdf）（2020 年 5 月 7 日最終閲覧）。

- ⁽²¹⁾ 2018 年半ばの総人口は、約 66,436,000 人である。

Office for National Statistics 「Population estimates for the UK, England and Wales, Scotland and Northern Ireland: mid-2018」

（<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/bulletins/annualmidyearpopulationestimates/mid2018>）（2020 年 5 月 7 日最終閲覧）。

- ⁽²²⁾ HMRC 「New help for small businesses launched」

（<https://www.gov.uk/government/news/new-help-for-small-businesses-launched>）（2020 年 5 月 7 日最終閲覧）。

- ⁽²³⁾ 質問の投稿や閲覧には事前登録が必要。

- ⁽²⁴⁾ 所得税について、「Self Assessment: general enquiries」

（<https://www.gov.uk/government/organisations/hm-revenue-customs/contact/self-assessment>）（2020 年 5 月 7 日最終閲覧）。

VAT について、「VAT: general enquiries」
（<https://www.gov.uk/government/organisations/hm-revenue-customs/contact/vat-enquiries>）（2020 年 5 月 7 日最終閲覧）。

- ⁽²⁵⁾ European Platform Undeclared Work: Practice fiche Employment Status and Intermediaries Team, UK.

- ⁽²⁶⁾ Finance (No.2) Act 2017 s17・Sch3, Income Tax (Trading and Other Income) Act 2005 PART6A.

- ⁽²⁷⁾ 英国の所得税の課税期間は、4 月 6 日から翌年 4 月 5 日である。

- ⁽²⁸⁾ Income Tax (Trading and Other Income) Act 2005 Part7 Chapter1.

- ⁽²⁹⁾ Finance Bill 2018-19 Clause14.

- ⁽³⁰⁾ Finance Act 2011 Sch23.

- ⁽³¹⁾ Finance Act 2011 Sch23 13C, Finance Act 2016 s176.

- ⁽³²⁾ Department for Business, Energy & Industrial Strategy 「Good Work: the Taylor Review of Modern Working Practices」

（https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/627671/good-work-taylor-review-modern-working-practices-rg.pdf）（2020 年 5 月 7 日最終閲覧）。

- ⁽³³⁾ HM Government 「Good Work Plan」

（https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/766167/good-work-plan-command-paper.pdf）（2020 年 5 月 7 日最終閲覧）。

- ⁽³⁴⁾ Employment Rights Act 1996 s8, The Employment Rights Act 1996 (Itemised Pay Statement) (Amendment) (No.2) Order 2018 s2.

- ⁽³⁵⁾ 英国財務省の一部署であるが、独立した立場で英国の税制に係る助言を英国政府に対して行う。

- ⁽³⁶⁾ Office of Tax Simplification 「Platforms, the Platform economy and Tax Simplification」

- (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/729322/OTS_platform_paper.pdf) (2020年5月7日最終閲覧)。
- (37) Finance Act 2016 s124.
- (38) Finance Act 2018 s38.
- (39) Finance (No.2) Act 2017 s48-59, The Fulfilment Businesses Regulations 2018.
- (40) HMRC 「Tackling online VAT fraud and error-the role of online marketplaces in co-operating with HMRC (The agreement)」 (<https://www.gov.uk/government/publications/hmrc-and-online-marketplaces-agreement-to-promote-vat-compliance/tackling-online-vat-fraud-and-error-the-role-of-online-marketplaces-in-co-operating-with-hmrc-the-agreement>) (2020年5月7日最終閲覧)。
- (41) Tackling online VAT fraud and error – The role of online marketplaces in co-operating with HMRC: List of signatories (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/737531/List_of_signatories.pdf) (2020年5月7日最終閲覧)。
- (42) 他に、年間売上高2億ポンド以下であっても、事業構造が極めて複雑な法人も対象となる。
- (43) Finance Act 2016 s161, Sch19.
- (44) Finance Act 2015 s77-116.
- (45) HMRC 「Transfer Pricing and Diverted Profits Tax statistics, 2018 to 2019」 (<https://www.gov.uk/government/publications/transfer-pricing-and-diverted-profits-tax-statistics-to-2018-to-2019/transfer-pricing-and-diverted-profits-tax-statistics-2018-to-2019#fnref:3>) (2020年5月7日最終閲覧)。
- (46) HMRC 「Profit Diversion Compliance Facility」 (<https://www.gov.uk/government/publications/hmrc-profit-diversion-compliance-facility/profit-diversion-compliance-facility>) (2020年5月7日最終閲覧)。
- (47) Criminal Finances Act 2017 PartIII.
- (48) 具体的には、イングランド及びウェールズには、Deferred Prosecution Agreements (DPA) という制度がある。DPA は、裁判官の監督の下でなされる検察官と訴追される企業間での合意をいい、2014年2月に導入された(Crime and Courts Act 2013 Sch17)。例えば、倒産に結びつくような社会的制裁や企業名の毀損といった有罪判決に付随する損害を一切受けることなく企業が十分に罪を償った場合、一定期間の訴追停止が保証される。
- (49) HMRC 「Tackling tax evasion: Government guidance for the corporate offences of failure to prevent the criminal facilitation of tax evasion」 (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/672231/Tackling-tax-evasion-corporate-offences.pdf) (2020年5月7日最終閲覧)。
- (50) HMRC 「Number of live Corporate Criminal Offences investigations」 (<https://www.gov.uk/government/publications/number-of-live-corporate-criminal-offences-investigations/number-of-live-corporate-criminal-offences-investigations>) (2020年5月7日最終閲覧)。
- (51) HMRC 「HMRC spearheads worldwide tax fraud probe」 (<https://www.mynewsdesk.com/uk/hm-revenue-customs-hmrc/pressreleases/hmrc-spearhead-s-worldwide-tax-fraud-probe-2963706>) (2020年5月7日最終閲覧)。
- (52) *supra* note (8) p.8. HMRC は、受領した口座の概数のみ公表している。
- (53) Finance Act 2015 s122, The Taxes (Base Erosion and Profit Shifting) (Country-by-Country Reporting) Regulations 2016 (SI2016/237) .